

第 3 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

令和2年6月18日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第3回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和2年6月18日(木曜日)

午前9時57分開議

午前11時51分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

議案第4号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第16号 国営大野川上流土地改良事業の経費に対する市負担金について

議案第17号 工事請負契約の変更について

報告第1号 令和元年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第4号 令和元年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第11号 専決処分の報告について  
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(8人)

- 委員長 田代国広
- 副委員長 吉田孝平
- 委員 前川 收
- 委員 磯田 毅
- 委員 濱田大造
- 委員 大平雄一
- 委員 池永幸生
- 委員 南部隼平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内信義

政策審議監 千田真寿

生産経営局長 下田安幸

農村振興局長 久保田 修

森林局長 古賀英雄

水産局長 山田雅章

首席審議員

兼農林水産政策課長 渡邊泰浩

団体支援課長 門崎博幸

流通アグリビジネス課長 深川元樹

農業技術課長 酒瀬川美鈴

首席審議員

兼農産園芸課長 井上克浩

政策監 徳永浩美

畜産課長 上村佳朗

農地・担い手支援課長 楮本亮治

農村計画課長 渡辺昌明

農地整備課長 清藤浩文

むらづくり課長 後藤雅彦

技術管理課長 田島 宏

森林整備課長 笹木征道

林業振興課長 山下裕史

森林保全課長 大岩 禎一

水産振興課長 中原康智

漁港漁場整備課長 緒方 誠

農業研究センター所長 山下浩次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 門垣文輝

政務調査課主幹 近藤隆志

午前9時57分開議

○田代国広委員長 ただいまから第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、農林水産部の全課を交えての初めての委員会でありますので、初めに

執行部幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、課長以上については、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、竹内部長から、役付職員名簿の順番により、自席から自己紹介をお願いします。

（農林水産部長、政策審議監～農業研究センター所長の順に自己紹介）

○田代国広委員長 ありがとうございます。

今年度は、このメンバーで審議を行いますので、よろしく願いいたします。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

また、本日は、委員会室の人数を50人以内に抑えるため、マスコミの入室を一部制限しております。これに対処するため、本日の委員会の様子をパソコン等で視聴できるよう庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて、明瞭に発言いただきますよう、お願いいたします。

それでは、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、各担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、竹内農林水産部長。

○竹内農林水産部長 それでは、今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、農林水産部における新型コロナウイルス感染症に対する取組及び熊本地震からの創造的復興の取組について、それぞれ御報告させていただきます。

きます。

まず、新型コロナウイルス感染症に対する取組についてです。

先月の全員協議会で御報告させていただいたとおり、3月時点で影響が見られた花卉、牛肉、水産物に、スイカ、茶、馬肉、天草大王が加わり、これら7品目について、1月から4月までの4か月間で、約39.2億円の需要減少が生じております。

県といたしましては、これまで実施してきた国に先駆け創設した県独自の金融支援制度のほか、国の持続化給付金や県の事業継続支援金の周知と活用の促進、マスメディアを活用した消費喚起のための切れ目のない広報活動に加え、5月20日には、県産肉、魚生産者の支援や県産農林水産物等の消費拡大、販路回復に必要な予算を知事専決処分にて措置させていただきました。

なお、この予算を活用して、熊本産のうまかもんを取り扱う専用アンテナショップを本日インターネット上に開設し、販売を開始しております。

さらに、今定例会では、生産体制の継続的、安定的な整備に向け、輸入農畜産物の国産への切替えや輸出先国の市場変化に応じた施設整備、将来の農業生産を支える人材確保に要する予算を提案いたしております。

農林漁業者の皆様への主な支援策につきましては、一覧として整理いたしましたので、この後、農林水産政策課長から説明させていただきます。

今後とも、農林漁業者の皆様が希望を持って経営を継続できるよう、市町村や関係団体と連携を図り、現場の実情を的確に把握しつつ、国の経済対策予算も最大限活用し、県経済の回復を農林水産業が牽引していく意気込みで全力を尽くしてまいります。

次に、熊本地震からの創造的復興に向けた取組についてです。

熊本地震から4年が経過する中、被災農家

の営農再開は着実に進み、担い手への集積とセットで農地の大区画化に取り組んできた創造的復興のシンボル、南阿蘇村乙ヶ瀬地区においても、5月7日に5年ぶりに田植が再開されました。

さらに、令和5年度の完成を目指す大切畑ダムも、本体の工事が8月頃から本格化する予定です。

コロナ禍を乗り越え、熊本地震からの復興についても、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明いたします。

予算関係では、補正予算1件、専決処分の報告及び承認1件、繰越しに係る報告2件です。条例等関係は2件及び報告案件1件でございます。

まず、予算関係では、今年度当初予算をいわゆる骨格予算として編成したことから、新規事業等の政策的経費については、当初、6月補正予算で対応する予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に、感染症対応下にあっても着実に実施すべき農林水産業の生産基盤整備など県民の安全、安心な生活を確保するための予算として、今回、総額83億円余の増額補正をお願いしております。

また、5月専決処分に関する報告及び承認のほか、令和元年度一般会計繰越計算書の報告が2件ございます。

次に、条例等関係では、土地改良事業の経費に対する市負担金1件、工事請負契約の変更1件、職員による交通事故に係る専決処分の報告1件でございます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○田代国広委員長 引き続き、担当課長から資料に従い、順次説明をお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、予算関係及び条例等関係について御説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

令和2年度5月専決・6月補正予算総括表でございます。

6月補正、(C)の欄の一番下でございますが、農林水産部全体の6月補正予算は、83億6,600万円余の増額補正で、6月補正後の総額は、一番右の欄、計の一番下のとおり520億900万円余となっております。

部長の総括説明にもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症への対応に必要な予算及び生産基盤整備等の県民の安全、安心な生活の確保に必要な予算を提案いたしております。

なお、5月20日に、知事専決処分により、補正予算を編成させていただいております。

5月専決、(B)の欄の一番下ですが、農林水産部全体の補正予算は、8億3,300万円余の増額補正でございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に必要な予算として、県産肉、魚生産者の支援や県産農林水産物等の消費拡大、販路回復に必要な予算を計上させていただいております。

ここで、A3の農林水産常任委員会説明資料の別添、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者への主な支援策一覧を御覧ください。

県では、農林漁業者向けの新型コロナウイルス感染症に対する対策について、3月には、国に先んじて緊急支援資金制度を創設するなど必要な予算措置を行ってまいりました。

農林水産分野は、多岐にわたり、その支援

策も数多いことから、このたび、国の直接採択事業も含め、主な支援策を取りまとめましたので、ここで私から簡潔に御説明申し上げます。

なお、本資料は、一番右の欄に、問合せ先及び詳しい情報が掲載されているホームページのQRコードを掲載いたしております。

先日成立いたしました国の2次補正に関する事業等、現時点で詳細な情報が得られていない事業もございますが、本資料は、県のホームページにも掲載し、随時新しい情報に更新しつつ、農林漁業者の皆様に対する周知及び活用支援の一助としてまいりたいと予定しております。

それではまず、資料の1段目です。

1段目は、経営の継続を目的とした施策である経営継続補助金です。

先日成立した国の2次補正によるものであり、省力化機械の導入や感染防止対策に対し、最大150万円が補助されます。農協等が経営支援機関として申請手続等を支援することとなっておりますが、今後、国から具体的な申請方法等の説明があり次第、ホームページの情報も更新してまいります。

2段目、3段目は、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少する事業者を対象とする国の持続化給付金及び県の事業継続支援金で、どちらも農林漁業者も対象となります。

4段目は、花卉、茶、野菜、果樹等の高収益作物の次期作に前向きに取り組む生産者に対し、種苗等の資材購入等を支援する高収益作物次期作支援交付金で、協議会等を事業実施主体とする国の直接採択事業です。

5段目、6段目は、資金繰り確保のための金融支援制度です。

県の新型コロナウイルス対策緊急支援資金は、5年間無利子、保証料の実質負担なしとなっております。

7段目の県産牛肉等学校給食提供推進事業及びくまもとの魚学校給食提供推進事業は、

県産農林水産物の販売推進を目的とし、5月専決処分により創設した県事業で、後ほど担当課から御説明申し上げます。

最下段の公共施設等における花きの活用拡大支援事業は、花の需要喚起に取り組む民間団体を事業実施主体とする国の直接採択事業で、県庁舎における装飾等にも活用いたしております。

裏の2ページをお願いいたします。

2段目の県産農林水産物等緊急流通対策事業、3段目のくまもとの魚販路V字回復事業は、県産農林水産物の消費拡大のための県事業で、5月専決処分にて創設したものであり、後ほど担当課から御説明申し上げます。

4段目、5段目は、生産現場における人材確保のための事業で、4段目の多様な人材による援農・就農支援事業は、県事業として、6月補正として提案させていただいているもので、5段目の農業労働力確保緊急支援事業は、代替人材が援農する際のかかり増し経費を支援する国の直接採択事業です。

6段目から10段目は、ALIC、農畜産業振興機構の事業で、肉用牛の計画出荷や肉用牛生産者の経営体質強化のための事業です。

3)の肥育牛経営等緊急支援特別対策事業のうち肥育生産支援は、肥育牛経営体を、4)の優良肉用子牛生産推進緊急対策事業は、肉用子牛生産者を支援対象とし、どちらも経営体質強化、経営改善の取組に対して奨励金が交付される事業です。

最後に、最下段の馬肉生産緊急支援事業につきましては、5月専決処分にて創設いたしました県独自の事業で、これにつきましても、後ほど担当課から御説明申し上げます。

元の常任委員会説明資料、予算関係及び条例等関係にお戻りください。

これから、6月補正及び5月専決処分の詳細につきまして各課から御説明申し上げますが、その前に2ページを御覧ください。

2段目の収入保険加入促進事業のように、

今回新規に創設する事業は、マル新との印を記載しております。また、併せて、四角囲みでコロナ対策と記載しております。これは、新型コロナウイルス感染症に対応するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

2段目の農業用ハウス強靱化緊急対策事業には、四角囲みで強靱化と記載しております。これは、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策としての割当てに対応するものとして実施するものでございます。

続きまして、次の7ページを御覧ください。

1段目の2、産地パワーアップ事業には、四角囲みでT P P等と記載させていただいております。これは、国の総合的なT P P等関連政策大綱に基づいた施策として実施するものでございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○門崎団体支援課長 団体支援課でございます。

同じく資料の2ページにお戻りをお願いいたします。

2段目の農業共済団体指導監督費の収入保険加入促進事業でございますが、これは、国の新型コロナ経済対策としまして創設された高収益作物次期作支援交付金を取組実施者が申請するに当たっての誓約事項といたしまして、収入保険、農業共済等のセーフティーネットに加入している、または加入を検討するとされていることから、対象者でございます認定農業者等への加入促進を図るものでございます。

4段目、水産業協同組合指導費の熊本県漁業協同組合連合会補助でございますが、これは、県漁連が会員漁協を対象にいたしまして実施をします各種研修などの教育指導事業に対して助成を行うものでございます。

団体支援課は以上でございます。御審議の

ほどよろしくお願いたします。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

引き続き、3ページをお願いいたします。

上から2段目、1、6次産業化総合支援強化事業につきましては、全国展開を目指すための商品開発や加工施設整備等に係る6次産業化交付金を交付するための補正でございます。

次に、2の輸出先国市場ニーズ対応食品製造施設等整備支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の経済対策に基づく事業になりまして、新たな輸出先国向けに対応するために食品製造業者等が行う施設整備等に対する助成のための補正となります。

その下の段、卸売市場整備活性化事業につきましては、卸売市場に対する検査や活力ある市場づくりに向けた取組に対する助成を行うための補正となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

4ページをお願いします。

上段の農作物対策費の農業気象対策事業費ですが、これは、阿蘇火山活動に伴う長期的な降灰による農作物及び農業機械等への影響調査に要する経費でございます。

下段の植物防疫費、病虫害発生予察事業費は、昨年、国内で初めて発見されました海外飛来性害虫、ツマジロクサヨトウの蔓延防止に取り組む生産団体等に対する薬剤散布防除等への助成でございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○井上農産園芸課長 農産園芸課でございます。

す。

5ページをお願いいたします。

2段落目、農業気象対策事業費、説明欄の農業用ハウス強靱化緊急対策事業は、老朽化などにより十分な耐候性がない農業用ハウスの補強として、パイプ補強とか暴風ネット等の設置に助成するものでございます。

3段落目、米麦等品質改善対策事業費、1の主要農作物改良協会補助事業は、主要農作物種子の計画的かつ安定的な供給を図るため、熊本県主要農作物改良協会に補助し、種取りに必要な生産管理指導を行うものです。

2のくまもとの米・麦・大豆魅力発信・競争力強化事業は、熊本県産の米、麦、大豆の生産から流通までの対策を行うものです。米では、売れる米づくりを推進します。麦では、生産と実需のミスマッチの解消などを行います。

4段落目、畑作振興対策費、地域特産物産地づくり支援対策事業は、たばこの振興を行う熊本県たばこ耕作振興協議会に対する助成です。

6ページをお願いいたします。

1段落目、い業振興対策費、説明欄のいぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業は、イグサ畳表の生産力の向上及び省力化を推進するために必要なカセット式移植機などの機械の導入に対する助成です。

2段落目、野菜振興対策費、1の熊本県野菜振興協会補助は、野菜の振興を総合的かつ計画的に推進する熊本県野菜振興協会に対して、新技術の現地検証などへの助成です。

2の熊本県青果物消費拡大協議会補助事業は、野菜の県産ブランドを確立し、有利販売を推進する熊本県青果物消費拡大協議会に対し、販売促進やメディアを使ったPR活動などに対する助成です。

3の阿蘇火山防災園芸対策事業は、防災営農施設整備計画に基づき、降灰被害を最小化するために必要な園芸作物のビニールの張り

替えなど被覆施設等の整備に対する助成です。

3段落目、花き振興対策費、1の花き協会補助事業は、花卉の振興を行う熊本県花き協会に対する助成です。消費拡大とか、バラ、カーネーション、菊などの専門部会活動に対する支援です。

次に、1段落目、生産総合事業費、説明欄、1の国産農畜産物供給力強靱化対策事業は、コロナ対策の新規事業で、農産物の安定供給の強化に向けた集出荷施設や農産物加工施設などの施設整備などに対する助成です。

2の産地パワーアップ事業は、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地の生産体制強化に向けた農業機械、生産資材等に対する助成です。このたびは、イグサのカセット移植機に対するものです。

2段落目、水田営農活性化対策費、水田産地化総合推進事業は、米の計画生産及び水田の有効活用を推進するために行う飼料用米や米粉用米などの推進など農業団体が行う活動に対する助成です。

農産園芸課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

8ページをお願いいたします。

説明欄上段の畜産クラスター事業は、地域ぐるみで畜産の収益力を向上させるため、畜舎や堆肥舎などの整備に対して助成するものでございます。国の経済対策を受けて、必要額の補正をお願いするものでございます。

中段の家畜保健衛生所施設整備事業は、悪性家畜伝染病の発生予防、蔓延防止の拠点となる家畜保健衛生所のバイオセキュリティー強化に向けた施設整備事業でございます。

具体的には、城南家畜保健衛生所に設置します病原体を安全に扱うための検査設備等の必要額の追加補正をお願いするものでございます。

下段の家畜衛生・防疫対策事業費でございますが、新規事業としまして、畜産防疫体制強化事業を新たに計上しております。これは、地域一体となった防疫体制を構築し、消毒ゲートなど農場におけるバイオセキュリティを向上させるための取組に対する助成でございます。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

9ページをお願いいたします。

農業改良普及費でございますが、説明欄、1のくまもと農のひとづくり事業は、大特免許取得に向けた支援といたしまして、農業大学校で、一般農業者を対象にしました農業機械の操作等の講習を実施する経費でございます。

2の熊本型新規就農総合支援事業は、県内の——18ございますけれども、認定研修機関が就農希望者に対しまして実施します就農準備研修や就農後の栽培技術習得等の支援に対する助成でございます。

3の多様な人材による援農・就農支援事業は、国の経済対策に対応しました新規事業でございますが、新型コロナによります人手不足の解消と将来の農業生産を支えます人材育成のための研修に必要な機械や設備等の導入に要する経費でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺農村計画課長 農村計画課でございます。

10ページをお願いいたします。

2段目の国営土地改良事業直轄負担金でございます。

大野川上流地区について、昭和50年度から令和元年度までに国が施工した土地改良事業

に要した経費のうち、阿蘇市の負担について予算計上を行うものでございます。

3段目の農業農村整備調査計画費でございます。

農業農村整備事業の採択に向けた調査や事業計画書の作成に要する経費でございます。

最下段の国営土地改良受託事業費でございます。

今年度から着手予定の宇城地区の換地業務について、県で受託して実施するための経費でございます。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

11ページをお願いいたします。

2段目の国庫支出金返納金については、過年度に実施した農業農村整備事業の事業費確定等に伴う国庫支出金や市町村負担金の返納金でございます。

4段目の県営中山間地域総合整備事業費については、中山間地域において圃場整備などの生産基盤整備と集落道路などの生活環境整備の総合的な整備に要する経費でございます。

6段目の農業生産基盤整備事業費については、生産性の向上や農地集積の促進を図るための圃場整備や用排水路の整備に要する経費でございます。

12ページをお願いいたします。

2段目の防災ダム管理費は、説明欄にあるとおり、新規事業の農業用ダム洪水調節機能調査費でございます。農業用ダムの利水容量のうち洪水調節に利用可能な容量を検討するための経費でございます。天草市の楠浦ダムをはじめ6か所のダムについて検討することとしております。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。



○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

13ページをお願いします。

2段目の農作物対策推進事業費でございます。

鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業として、農作物の被害対策に必要な施設整備や人材育成、対策技術の普及、捕獲した野生鳥獣肉を有効活用するための取組に要する経費です。

4段目の県営中山間地域総合整備事業費でございます。

中山間農業モデル地区支援事業として、中山間地域の特に生産条件が厳しい地区において、モデル地区農業ビジョンに基づいた基盤整備等に対して助成する経費です。

むらづくり課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

2段目、林政諸費でございます。

説明欄のとおり、県での森林GISの運用に際して必要となるシステム機器の賃貸借に要する経費につきまして、令和3年度から令和7年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

6段目、県有林作業道開設事業費につきましては、開設された大規模林道についての県有林所有者としての県が負担すべき法定の受益者負担金でございます。

下の県有林造成事業費については、県有林での除伐、間伐等を所定の時期に行うために計上する県有林整備事業に要する経費でございます。

森林整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

16ページをお願いします。

2段目の林業労働力対策事業費は、くまもと林業大学校におけるカリキュラム等の外部評価委員会の設置、運営及び伐倒練習機械導入に要する経費です。

3段目の県産木材需要拡大対策費は、くまもと県産木材輸出促進協議会負担金などを計上しております。

17ページをお願いします。

2段目の林道事業費は、緑資源幹線林道など、過去の開設工事に対する負担金です。

4段目の過年林道災害復旧費は、過年発生の災害により被災した林道の復旧を行う市町村に対する助成でございます。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

18ページをお願いします。

2段目の治山事業費は、国のインフラ長寿命化計画に基づき、令和2年度末までに治山施設に係る個別施設計画を策定するための治山施設の調査点検委託に要する経費でございます。

3段目の緊急治山事業費は、山地災害箇所を緊急に復旧する事業で、現年発生の山地災害に備えて、待ち受けで予算をお願いするものでございます。

4段目の保安林整備事業費は、水源涵養や土砂流出防止といった保安林機能を維持強化するための森林整備に要する経費で、台風による風倒木処理など集落周辺の放置し難い箇所について早急に取り組むものでございます。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

19ページをお願いいたします。

2段目、漁場環境等対策事業費につきましては、赤潮対策事業費として、発生初期の赤潮プランクトンの駆除を目的に漁業者等が行う粘土散布に対する助成及び赤潮によりへい死した魚の肥料等への有効利用を推進するため、運搬用資材の整備を助成するものでございます。

4段目、施設整備事業費は、浜の活力再生加速化支援事業として、浜の活力再生プランに基づき、漁業者等が行うノリ乾燥機や省エネ推進機器の整備等を支援するものでございます。

6段目、漁業取締費でございますが、漁業取締船の船舶安全法に定める法定検査及び電波法に定める無線の定期検査を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

水産研究センター費、説明欄、1の水産研究センター施設等整備事業は、漁場環境の自動観測ブイの老朽化に伴い、システム全体を新たに導入したことから、既存のブイを撤去するものでございます。

2の水産研究センター施設保全事業は、老朽化した消防施設設備、自家発電設備等の更新、改修を行うものでございます。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

21ページをお願いします。

2段目の漁港関係海岸保全事業費につきましては、漁港関係海岸保全施設の整備を行う天草市に対する助成です。

3段目の単県漁港改良事業費につきましては、小規模で局所的な漁港、漁場及び海岸施設の補修等に要する費用で、県管理二江漁港

の補修工事を行うものです。

4段目の漁港関係港整備事業費につきましては、施設の長寿命化対策の実施による更新コストの平準化や縮減を図る経費で、県管理塩屋漁港の調査及び八代市大鞆漁港の補修工事を行うものです。

次に、5段目の国庫支出金返納金につきましては、天草市が漁村再生交付金事業で御所浦漁港に整備しました緑地広場の財産処分に伴う国庫返納金に係る経費でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○田代国広委員長 これからは、専決処分の報告及び承認についてであります。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

22ページをお願いいたします。

ここから専決処分の報告でございます。

説明欄、県産農林水産物等緊急流通対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う新規事業になりまして、消費低迷により流通が停滞している県産農林水産物等の販売促進に要する経費となります。

具体的には、インターネットショッピングを活用した期間限定キャンペーンや地産地消協力店における県内消費促進フェアを実施してまいります。

なお、インターネットショッピングにつきましては、部長の総括説明にもありましたように、本日からECサイトであるJAタウンや楽天で熊本県産品福袋として発売を開始しております。

流通アグリビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

23ページをお願いいたします。

畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。

説明欄、1の県産牛肉等学校給食提供推進事業は、国の経済対策を受けて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により需要が減少している県産牛肉や天草大王の消費拡大を促進するため、学校給食への食材提供に対する経費でございます。

2の馬肉生産緊急支援事業は、国の地方創生臨時交付金を受けて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により出荷が停滞している馬肉の生産、流通の体制維持に対する助成でございます。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

24ページをお願いいたします。

説明欄、1のくまもとの魚学校給食提供推進事業については、国の経済対策事業を受け、需要が減少している養殖マダイなど県産水産物を小中学校の学校給食の食材に提供する事業者を支援し、消費拡大と県産水産物への理解醸成を推進するものでございます。

2のくまもとの魚販路V字回復事業は、一時的に失った県産水産物の販路を速やかに回復するため、県内の消費回復を目的としたPRやキャンペーンを実施するとともに、県産水産物の輸出に携わる関係者で熊本県水産物輸出促進協議会を設立し、協議会が行う輸出の速やかな回復と新たな販路開拓を支援するものでございます。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

25ページは、11月、2月の定例会及び4月の臨時会にて御承認いただきました令和元年

度一般会計繰越明許費総括表でございます。

件数及び繰越額の一番下の欄の計を御覧ください。

農林水産部全体で、872件、302億7,700万円余の繰越しとなっております。

繰越明許費の繰越理由といたしまして、左の内訳の欄のとおり、3つに整理をいたしております。

計画に関する諸条件は、各種協議や計画内容に係る地元との調整に不測の日数を要したもののほか、国の補正予算に基づくもので、交付決定が年度末となり、工期の確保ができなかったものなどで、713件、205億3,300万円余で、全体の約7割を占めるものでございます。

設計に関する諸条件は、工法の見直しに必要な調査や検討等に不測の日数を要したもので、62件、33億4,200万円余で、全体の約1割に当たります。

その他は、資材等の入手や用地補償の交渉に不測の日数を要したものなど、97件、64億200万円余で、全体の約2割となっております。

明許繰越しの詳細につきましては、26ページ以降にかけて記載しておりますが、私から幾つか事例を挙げて一括で御説明を申し上げます。

33ページを御覧ください。

最下段の農業生産基盤整備事業費でございますが、国の補正予算の交付時期が年度末となったもののほか、不調、不落の発生や隣接する河川や道路等の管理者との協議、調整に不測の日数を要したことなどの理由により、やむを得ず年度内の完了が困難となったものでございます。

続きまして、41ページを御覧ください。

最上段の治山事業費でございます。

自然災害により計画地の状況が変動したため、工法の見直しが必要となり、その検討に不測の日数を要し、やむを得ず年度内の完了

が困難となったものになります。

続きまして、46ページを御覧ください。

令和元年度一般会計事故繰越の総括表でございます。

件数及び繰越額の一番下の計の欄を御覧ください。

農林水産部全体で、124件、77億7,100万円余の繰越しとなっております。

事故繰越の詳細につきましては、47ページ以降にかけて記載しておりますが、これにつきましても、私から一括で御説明申し上げます。

48ページを御覧ください。

1段目の県営かんがい排水事業費から49ページの1段目の農村地域防災減災事業費が、いわゆる農業農村整備事業の補助事業でございます。

49ページの2段目以降が、いわゆる農地等災害復旧事業です。

また、52ページを御覧ください。

52ページ記載の3事業が、いわゆる治山事業の補助事業でございます。

いずれの事業にいたしましても、熊本地震等の影響により施工業者において人員等の確保ができなかったことが、事故繰越をせざるを得なかった主な理由となっております。

いずれの事業も、既に施工業者との契約を締結しており、令和2年度内の完了を目指し、事業の進捗促進を図っているところでございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○渡辺農村計画課長 農村計画課でございます。

54ページをお願いいたします。

議案第16号、国営大野川上流土地改良事業の経費に対する市負担金についてでございます。

昭和50年度から平成30年度までにおいて国が施行した国営大野川上流土地改良事業に要

した経費の一部を阿蘇市に負担させるため、土地改良法の規定により議会の議決を得るものでございます。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

58ページをお願いいたします。

議案第17号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成31年2月議会において議決されました松の木堰地区農業水利施設保全合理化事業第11号工事の請負契約につきまして、工期について、平成34年3月18日までを令和5年3月24日までに、契約金額について、13億5,540万円を19億4,376万8,180円に変更するものでございます。

事業及び変更の概要は、59ページのとおりでございます。変更理由は、5に記載しておりますが、河川付け替え水路について、施工時の異常出水対策のため、堤防の補強等の追加によるものでございます。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

専決処分報告をさせていただきます。

報告第11号は、職員による交通事故に関する御報告でございます。

61ページをお願いいたします。

本件は、1及び2のとおり、令和2年2月に阿蘇市役犬原地内で発生した事故です。

6の事故の状況にございますとおり、職員が用務先から公用車で市道を通って帰庁する途中、Uターンのため、一旦脇の農道に進入し、バックで市道に戻る際、市道を走行中の相手方車両と接触し損傷を与えるとともに、相手方運転手を負傷させたもので、4のお

り、物的損害分は、県側85、相手側15の過失割合、人的損害分は、県側に全面的な過失があるとして、相手方に損害賠償を行ったものであります。

職員の研修や日頃の声かけ等により、安全運転を心がけるよう徹底してまいります。

農林水産政策課は以上でございます。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 事柄が、直接県の予算を通る内容じゃなくて、国の施策、特にコロナ対策、国の施策の部分でありますから、委員長がおっしゃったとおり、何ページの何をというのがちょっと言いにくいというか、ないわけではありますが、冒頭、部長の趣旨説明の中に書いてありますが、2段落目から、まず、新型コロナウイルス感染症に対する取組についてということで、3月時点で、花卉、牛肉、水産物、それに加えて、今度はスイカ、お茶、馬肉、天草大王ということで、7品目が、1月から4月までの4か月間で、約39億2,000万円の需要減少という状況があるというお話が、御報告がありました。

これからも、まだまだこの需要不足や様々な影響、新型コロナウイルスの影響というのが、県内の農林水産物や農林水産業に対して影響が出てくるかなという懸念を持ってあります

し、なるだけ影響が少ないほうがいいなということをおっしゃっていますが、その次の段落で、国に先駆けた県独自の金融支援制度、様々な御活用いただきたいと思っております、そのほかに、国の持続化給付金という文言が出てきております。

御承知のとおり、これは経産省、中小企業庁がつくった持続化補助金でありまして、今閉じられた国会の中でも様々な議論があつておりましたが、私は、迅速に様々な影響を受けた事業者に対する給付金としては非常に効果のある制度だというふうに受け止めております。

そして、その対象に農林水産業の皆さん方も入っているわけでありまして、先日、お茶のほうの皆さんのお話を聞くことができましたが、コロナウイルスで需要不足、需要が減って、結果として、一番茶は、まあまあ例年並みとまではいきませんが、若干落ちたということでもありますけれども、そういう状態だと。ところが、生産を支え、収入を支える——お茶というのは、一番茶、二番茶、三番茶という順番に刈っていくわけですが、もう二番茶はほとんど生産されない、要するに出荷できない、出荷しても値がつかないという状況になって、現地に捨てるという言い方は悪いかもしれませんが、簡単に言えば出荷しないという状況にもなっているというお話を伺いました。

その内容が、通年の生産額とどの程度減ってるかまで詳しく私ができるわけではありませんが、仮にそういう場合であれば、去年の売上高と今年の売上高を比較して、50%以上収入減という状況があれば、今お話をした持続化給付金の対象になるということになるわけですから、そういった情報というのは、なかなか農家、農林水産業はよく知らない方が多いので、県としても、ぜひそういったことを普及して、そして知らしめていただきながら、対象になり得る方は、しっかりそ

ういう給付金を使って、次の生産に向けた、まさしく文字どおり持続化を図っていただけるように御指導いただきたいというふうに思っております。

一方で、そういった、しっかり生産が落ちて、もう現に落ちているというところが、そういった給付を受けていただけるようにするという努力をするのは当然であります。ただ、まだ生産されていない——農業というのは、御承知のとおり季節性が非常に強くて、例えば、例えばですよ、例えばが具体例になるんですが、梨はまだ生産されてませんね。多分、普通にハウスで作る以外は、市場にもほとんど出てきてない状況でございます。

複数の人たちから私の耳に、まだ生産されていない梨の農家の方が、当然今はゼロでありますから、梨の生産額は。ゼロということを前提に、この持続化給付金に手を挙げて、そして給付を受けられたという話を聞きました。その人が——なぜ広まっているかという、俺も通ったからあなたもどうぞという話をどんどん言ってらっしゃるわけですね。そうすると、これはどんどんどんどん広がっていくわけですね。それは、私も自分で申請したわけじゃありませんが、そういうことが何でできるんだろうと思って、これ、全部インターネットで、直接ネットで国のほうとつながりながら——県は全く介在しません。誰も介在しません。コンピューターの端末から向こうに行くということで、必要な書類をちゃんとそろえて書いていけば、入力していけばできるわけですね。非常にアバウトです。非常にアバウト。

例えば、よく使うんですけれども、職業分類は、農林水産業、第1分類、大分類ですね。次の分類は、農林水産業の中の農業と、ここまでしか書く必要ないね。書く必要がないです。例えば、梨生産ということを書き必要があるとなれば、梨生産農家がなぜこのような状況になるかという疑問符が浮かぶ

わけでありまして、当然、生産月じゃないわけですから。ところが、それは要らないんですね。そうすると、誰でもとは言いませんけれども、かなり簡略化してあって、多分、今国会でも議論になって、遅い遅いと言われてるわけでありまして、私は遅いとは思ってませんが、そういうことがないように、広くこういった影響を受けている方に持続化してほしいという国の意思でやってらっしゃるといふ方には思いますが、基本的には性善説ですよ。これは、申請者の責任でありますから、申請者が、自らの善意に基づいて、良心に基づいて、うそがないということの前提で申請をするという形になってます。入っていければ誰でもお分かりになるというふうに思います。

ところが、それが、いわゆるこういった火事場的な状況の中に、そういった施策を利用して、本来対象にならない方までそれを受給してしまうということになってしまえば、最終的には制度は崩壊します、これは。制度として成り立たなくなってしまうということでありまして、県内でそういうことがないようにということをやっていると願っているわけでありまして、決して抑制しろと言ってるんじゃないですよ。必要な方にはきちんとそのことが届いていっていかなければいけません、そうじゃない方までそこに入っていくということになると、農業県熊本として、非常に変な、おかしい話になるということになってしまうということでもあります。

言いましたとおり、県は、その申請手続の仲介をするわけでもないし、可否を判断する立場にもありません。申請が正しいか間違っているかも分かりません。また、誰が申請したかも全く分からない状況にあるということでもありますけれども、やっぱり熊本として、そういった事実があるという話を私はもう複数から聞いておりますから、多分間違いはないだろうというふうに思っておりますけれども

も、そういうことが——もうあったことは、これは自己申告ですから、自分の責任、した人の責任なんです。その背景には、いろいろなお手伝いした方々等々もいらっしやって、それもまた問題だなと思ってますが、そこは、この委員会で言う話でもないので、言うつもりもありませんが、いずれにしても、そういう間違った情報が入って行って、あなたもできますよということを促した人があることも事実だと思います。

しかし、今そのことは触れない。触れられない。誰が出した情報であろうが、誰がくれたアドバイスであろうが、最後は申請者の責任になるわけですから、その申請者がしっかりそのことを分かってもらわなきゃいけないというふうに思いますけれども、県内農業者の皆さん方でしっかり頑張ってやってらっしゃる、そういう中に、そういう事象が発生して、対象外かどうかの判断も、これは我々がするわけじゃないけれども、非常にグレーで、普通一般論で見れば、コロナ感染症の影響により収入が減少しているということがこの制度の大前提であります。まだ生産されてないものに影響が出てははずがないわけでありまして、それだけを取ってみてもちょっとおかしいなというふうに思うのが当たり前であります。

そういうことがないようにしっかりやっていただかなければならないというふうに思ってます。これは、皆さん方が所管する事業じゃないことはよく分かってます。分かってますが、県内農業者の中にそういうことが蔓延してはならないし、また、そういうことがあってはならないということの前提の中で、県の農業の最高責任といたしますかね、農林水産部長がそのことにやっぱりしっかり気を遣いながら抑制できるように、そういうことは抑制する、また、必要な方にはどんどん抑制じゃなくて使っていただくというような形をつくってもらいたいというふうに思っ

ておりますけれども、これ、多分、所管課がないんで、お答えようがないかもしれませんが、部長のほうから、その内容について少しは御承知だと思いますし、言える範囲で結構でありますので、お話しいただければと思います。

○竹内農林水産部長 先ほど、冒頭の説明のほうでも申し上げたところではございますけれども、私ども農林水産部といたしましては、この持続化給付金を、コロナ感染症の影響で非常に売上げが激減している農林漁業者を迅速に対応していく必要があるということで、早い段階から国が作成したチラシなどで制度の周知に努めてきたところでございます。

このような中、真偽のほどはよく分からないんですけれども、コロナの影響がないはずの農業者の方が、例年所得がない農閑期なんだけれども、そこを対象として交付金を受けたような話がちょっと耳のほうに入ってきました。

先ほど前川委員のほうからもお話ございましたように、持続化給付金というのは、国が直接執行する事業でございます。実際の申請内容、県を通るわけでもございません。そして、その内容が不正なのかどうかというチェックも、県ではなくて、やはり国の中小企業庁が直接やるような状況になっております。

一方で、この給付金というのが、国会のほうで、会計検査院も、緊急性のある事業につきましても、事業の本来の趣旨に沿わないものや特にいわゆる便乗のようなものにつきましては、執行官庁も含め、事後的にしっかり検証する必要があると。要は、困ってる方に迅速にこの給付をやるという前提で、申請者の責任においてしっかりと申請していただいて、それに速やかに給付する。ただ、その事後のチェックといたしましては、しっかり行

っていくというようなことが述べられています。

また、緊急時の対応といった、こういった性格があるんですけども、それぞれの事業の実施に当たっての状況も踏まえつつ、適切に検査を実施してまいりたいというふうに会計検査院言っておりますので、我々農林水産部、農林水産業者の方の生産活動を支援する部門といたしましては、こういった、一部何か不正なことをやっているんじゃないか、そういう疑念が出てるといことが広がること、非常に、コロナの影響で本当に困っておられる農林漁業者の方への迅速な支援、これが阻害される可能性、あるいは本県、先ほど委員のお話にもありますけれども、全国有数の農林水産物の供給県でございます。このブランドに傷がつくような可能性があるということもございまして、本県の農業を守るとい観点から、広域本部、それから地域振興局を通じまして注意喚起を行っているところでございます。

制度自体は、国の所管ではございますが、農業者の方が、自らきちんと情報を得て、不明な場合については、コールセンターも国のほうつくってありますので、そこでしっかりと自分の責任において申請していただいて、しっかりとコロナウイルスからの回復というのを目指していただければと思っております。

○前川収委員 直接県が関わっていない事業、関わっていないわけじゃないけれども、県を通らない事業であり、関わっているのは農林水産業者でありますから、これは、我々県民の、また、県の重要な産業であり、全国に誇れる熊本の農林水産業だといふふうに皆さんも我々も自負しているわけありますから、そういった中で、こういった国の持続化給付金という、こういった事業そのものを、その制度の内容そのものを否定するようなやり方

ということがやられることがないようにしていただきたいというふうに思っています。

これは、分からないといえれば分からない話であります、かなり評判になって、分からないじゃ済まない話にもなっている現状であります。特に、その地元の皆さんは、もらった人が自分でおっしゃるんですよ。俺がもらったからあなたももらえますよと。これは、もらった人はもう得意げにそうおっしゃっているわけで、もらった人はあまり自己嫌悪感はないのかなと思っておりますが、ちゃんと制度が分かってくると、調べると、それはちょっとおかしいよという話に必ずなるんですね。ですから、そういうことがもう広まらないようにしてほしいということ。これは、ある程度周知するしかないわけですね。そんなことは危ないですよと、やっちゃ駄目ですよと。もしかして後ほど、お話があったように会計検査院が入ってきて、もしもそれが不正受給だといふ話に仮になった場合には、仮に100万円もらった方は2割増しですよ。課徴金と違反金がつきますから、もらったときから返納までの延滞金がついて、それに1.2倍掛けた額を戻さなきゃいけないということに仮になるわけでありまして、それを判断するのは、所管省庁か、それから会計検査院か、私は分かりませんが、いずれにしても、そういったものの対象になるようなことは、はなからしないというんですかね、そもそもそんなことをやること自体がおかしな話であります。

ですから、コロナ対策は、これからのいろんなケースを想定しながら、迅速に、しかも農業者や農林水産業者の皆さん方の実態に沿う形の中で、経営継続、事業継続を願うためのしっかりとした支援、やっていかなきゃいけません。やっていかなきゃいけませんけれども、全般的な話として、そういったものに対して、真にコロナ対策ですかという部分を、制度の内容等々をしっかりと見極めて、



これからも、県は、直接国の事業であっても、県としては、この事業の内容をしっかりと見ていただいて、県民の皆さん方、農林水産業の皆さん方にちゃんと周知していくということ、その責任をしっかりと担っていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。答弁は要りません。

○田代国広委員長 ほかにありますか。

○大平雄一委員 9ページ、説明の3番のところなんですけれども、新型コロナウイルス感染拡大による人手不足というのが、具体的にどういうところで人手不足が発生しているかというところと、人材育成のための研修に必要な機械、設備でありますけれども、これ、どういうことなのかというのを教えていただきたいと思っておりますけれども。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

3番の事業でございますけれども、新型コロナウイルス感染症による人手不足ということでございますが、マスコミ等でもよく出ております。1つは、外国人材の問題、熊本県に対しては、それほどまだ影響はないと。帰れない人がいるし、来る方は来れませんけれども、その分で、現在のところ、それほどまではというようなことで聞いているところでございます。国の事業としましては、全国的にそういう状況にあるというようなことで、この事業を組み立てられまして、その分の県の事業として、今回ここで計上しているものでございます。

実際、人手不足につきましてということではございませんが、その後半部分の将来の農業生産を支える人材の育成研修というようなところで、今回については計上させていただいております。

具体的には、農業大学校であったり、JA等を、認定研修機関として、就農前の研修準備をする機関に認定しておりますけれども、そういうところに対しまして、将来の担い手を研修するための機械であったり施設等を整備する事業でございます。

○大平雄一委員 外国人技能実習生、この方々が、他業種で実習をされている方が農業のほうにというようなことが可能になるというふうに聞いたんですけれども、そういう形もできるんでしょうか。

○井上農産園芸課長 農産園芸課でございます。

今委員お尋ねの話は、事例的に1つ我々も把握しているのがございまして、例えば、車の工場におられた方が、その工場がちょっと厳しくなったので、ただ、帰国できないといったときに、ほかの業種に移れるという話がございまして、実際、農協の情報ですけれども、別途、その方が農家のほうの技能実習生ということで入ってこられたというような、制度を活用して入ってこられたという事実がございます。

今申し上げたとおり、実際は、そういう形で、ほかの業種で非常に厳しくなったところを、例えば、農業のほうに移ってこられるという方々が全国的にもかなりできてまして、制度的にも認められてるということでございます。

ほかに、熊本県の場合は、先ほど委員御指摘のとおり、少し——帰る人が帰れない、それから入ってくる人が入れない。技能実習生の場合、今外国との動きが滞っておりますので、そういう状況に陥っておりますが、順を追って説明いたしますと、まず、熊本県の中にどれくらいいるかとなりますと、大体農林水産業のほうで3,424名おいででございます。そのうち、今年度、大体3年に1回ですので、

1,100名程度ではないかなと推測されます。この方々が帰れないという形があるかどうかということ、実は、地域的に一番多い八代で傾向だけ見るとということで、アンケート調査をしてみましたところ、実際どれくらいの方々が帰れないかというところでありましたが、ただ、この帰れないということの、帰国困難な場合は、特定活動といたしまして、6か月間そのところでもう一度、再度研修できるというような制度に変わりました。ですから、その制度を活用して、帰れない方々は、今後も6か月間はそこで活動をされるという動きを非常に活発になさっておられまして、そういう申請が今非常に多くなっていると。

熊本県の場合は、施設園芸が多いので、大体8月、9月ぐらいで入れ替わります。ですので、8月、9月まで以降に、そういう方々は、6か月ですので、それ以降も熊本県のほうで活動できるということができるようになるということでございます。

ただ、外国から入ってこられる方々がどれくらいの期間で入ってこられるようになるかということなんですけれども、今最新の情報では、ベトナム、それからタイ、ニュージーランド、オーストラリア、この4か国については、そろそろ交流を始めようかというような動きもございますが、一方で、入国に際しましては、4か国合わせて1日250名の入り込みということが今言われている最中ですので、まだまだ少し時間がかかるかなということだと思っております。

技能実習生については、残る方は残れる制度がありますし、入ってこられる方についても、今から様子を見ていかなきゃならないのだらうなというふうに思っているところがございます。さらに、帰りたいという方が帰られて、でも、入ってこられるという方が、これ入ってこられないといった場合、こういったふうな状況があるかといいますと、こういう新型コロナウイルスの感染症の影響等で人

手不足になった農業経営体を支援するという事業が、先ほどの一覧表の中にもありました。これは、人手不足になった農業経営体が、代替りの人材を雇用したり、農作業を委託したり、人材派遣を活用することで、交通費、それから宿泊費、保険料、それからかかり増し経費ですね——技能実習生の方よりも1時間当たり500円、これを、かかり増し経費を見るというような事業もございますので、もしも来れなくなった人の対応策としては、国内でそういう方々を探し出して、そしてそれには応分の負担をし、そこも補おうという制度もございます。これにつきましても、今活発に広報活動をいたしておりますので、この3つ併せ込みながら、労働不足に陥らないように、今施策を皆さん講じている、考えておられるというのが現場の実態だと思います。

以上です。

○大平雄一委員 ありがとうございます。もう1点だけいいですか。

○田代国広委員長 どうぞ。

○大平雄一委員 別添資料のほうの経営の継続、新型コロナウイルスの……。

○田代国広委員長 何ページ。

○大平雄一委員 別添、経営の継続のほうの4段目の高収益作物次期作支援交付金ということで、支援対象等のところで、補助率が、①5万円と施設花卉等と施設果樹、この3つの金額の具体的にどういうことなのかというのを教えていただきたいんですけども。

○井上農産園芸課長 高収益作物次期作支援の交付金につきましてですが、まず、野菜、果樹、花卉、お茶ということで、5万円とい

うこととございます。これは、一般的に、今申し上げたとおり、野菜と果樹と花卉とお茶に分類されるものについては、基本的に5万円です。ただし、中山間地域は、1割アップの5万5,000円ということになります。これにつきましては、2つほど示されている技術でございますが、例えば、肥料、農薬等を新しいものにするであるとか、いろいろ新たな技術にチャレンジするというを前提条件として5万円ということになっておりますが、そのほか、今から申し上げますが、施設花卉、これは施設の花卉は全て、それから大葉、あとワサビ、これにつきましては、非常に次期作に向かう単価が高いということでございますので、これにつきましては、10アール当たり80万円の交付になると。それから施設果樹となっておりますが、これにつきましては、マンゴー、桜桃、ブドウ、これが10アール当たり25万円といった形で決定されているということとでございます。ですから、広く5万円ありますけれども、今申し上げたような高収型の経営につきましては、2次補正の中で、また新たに単価が設定されたということとでございます。

○大平雄一委員 次期作に向かう作物の金額が違うということで、この金額の違いがあるということと。

○井上農産園芸課長 次期作に向かうために、例えば、種苗費が花の場合非常にかかってしまうと、種代がですね。というようなこともありますし、また、花卉につきましては、このたび非常に打撃を受けたというようなこともございますので、2つを加味して、花卉、それから同じようにマンゴー、桜桃、ブドウ、施設果樹については、いわゆる交付額が引き上げられてるということとでございます。

○大平雄一委員 ありがとうございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 幾つかあるんですが、まず1つ、13ページですね。

31番のむらづくり課のジビエ対策、鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業なんですけれども、私、過去の一般質問でも鳥獣被害のことを取り上げたことがあります。もう5年ほど前ですが、毎議会で各議員が取り上げてる問題なんです、今鳥獣被害というのは、抑え込みに成功しているのかどうか、うまくいってるのか、ちょっとまだ厳しいのか、そういうのをちょっと教えてください、具体的に。

あと、次ですね、いいですか。22ページです。

新規事業で、流通アグリビジネス課のコロナ対策の新規ビジネスなんですけれども、楽天さんで販売するということなんですけれども、何で楽天さんなのかという。何でアマゾンじゃないのかなとか、その辺どうやって決まったのかと、あと、何億円の売上げを目標としているのか、あと、この民間企業さんで自分の物産を売りたいという事業体はどうやって募集してるのか。広くこういうことを、一般の農家さんとかどうやって知ることかなと、知ってるのかなと。

あと、もう一つが、23ページと24ページに関連するんですが、県内の牛肉もしくは水産物ですね、これを小学校とか給食で出すということなんです、非常にいいことだなというふうに思うんですが、これまで、学校給食で、県産品の牛肉、水産物出たはずなんですけれども、新たにこういうふうに事業として、新規事業でやると、これは、グレードを上げるのか、どういうふうになっているのか、量を増やすのか、その辺ちょっとよく分からないんですけれども、どういうふうに捉

えていいのか教えてください。

以上です。

○田代国広委員長 順番に行きます。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

委員御指摘の件でございますが、最新の被害額につきましては、平成30年度が一番新しい公表数字でございます。農作物の被害額で約4億4,000万円でございます。年度的に凸凹がございますが、トータルとしては漸減状態ということと言えるかと思えます。ただし、成功しているかといいますと、それをもって成功かということについては、なかなか難しい評価があるかと思えます。ただ、我々としては、有害鳥獣の潜み場をなくして、かつ、いろんな柵を囲ってということ、それと捕獲の補助ということで、それぞれ努力をしているところでございます。

ただ、おっしゃるとおり、皆さんが見られてるとおり、まだ全てが解決しているという状況ではございませんし、金額もこれという状況ですので、継続して努力をしていると。また、国に対しては、捕獲単価の額を上げるというふうな形で、捕獲していただく方の努力に報いるような手だても一生懸命やっているところでございます。

すみません、答えになっているかどうか分かりませんが、数字は下がっておりますが、継続して一生懸命やっているというのが結論かと思えます。よろしく願いいたします。

むらづくり課は以上でございます。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

ECサイトについて、3点お尋ねをいただいたかと思っております。

まず1点目が、なぜ楽天とかそういうJA

サイトなのかという話でございます。

まず、今回急いで停滞している農林水産品の流通を加速させるということで、これからのお中元商戦に向けまして実効性を重視いたしまして、既にECサイトを展開している事業者を募らせていただきました。

その結果、2事業者を採択しております。1事業者が、JA系といたしますか、Aコープさんなんですが、そちらのほうがJAタウンさんのほうで展開をされておられます。

もう1事業者が、コムセンスさんという事業者でございます。こちらのほうが「くまもと風土」というサイトを展開されておられます。こちらの「くまもと風土」のほうが、実は楽天、わかりやすいので楽天と申し上げましたが、実はいろんなところに展開しております。楽天のほかにもヤフーで展開してらっしゃって、auモールですとか楽天、au——すみません、7～8種類、覚えてないんですが、多くのところでやられておられます。

実は、そういった形で、現在、事業者さんが既に展開されておられるそれを活用してやるということで、今回のECサイトは決まっております。ただ、今回、私どもとしては、一過性のイベントに終わらせるのではなくて、今後も継続して続けていきたいというふうに思っております。今回の特設ページにつきましては、キャンペーン終了後も継続して設置していただくというような形で話をしているところでございます。

それに基づきまして、2点目の御質問でございます。幾らぐらいの売上げを目標としているかというお話でございますが、もともと予算的には、それぞれ5,000セットずつ、合計1万セットを考えております。

内容といたしましては、JAさんはわかりやすいんですが、1万円、5,000円、3,000円のセットを作っておられまして、平均7,000円ぐらいとすると、大体5,000セットの3,500

万円、2事業者で7,000万円というのが目標の数字でございます。

今回、この事業に関する事業費が2,000万円弱でございますので、事業効果としては3.5倍以上の効果を見込んでいるところでございます。もちろん、5,000セット売ったらそれでおしまいということじゃなくて、それからまた継続して売っていきますので、それ以上の売上げを見込んでいるところでございます。

3点目が、なぜ、そういった滞留している商品をする際に、いわゆる末端の農家の方々といいますか、生産者の方をどこまで拾い上げられたのかという御質問だったかと思いません。

実は、一番そこが私どもも課題と思っております。今回は、事業者さんのほうでいろんな掘り起こしをしていただいております。その中で、例えばJAさんのほうでは、馬刺を中心としたお肉セット、これは1万円でございます。2つ目が、特に水産物も非常に滞留しているということで、お魚セットも作っていただいております。あと、果物もすごく滞留が大きかったということもございまして、果物セットも作っていただいております。これが1万円、7,000円、3,000円でございます。

同じようにコムセンスさんについても、そういった馬刺セットであるとか、例えば、非常に加工品メーカーで滞留が、余っているところがあれば、その個別の商店名を使った何とか何とかさんセットとか、そういういろんな滞留商品をセットとしてお得感を出して売っております。

ただ、今後の課題は、こうしたECサイトに出品できるルートを持たない地域の生産者の方をどう拾い上げていくか、これは、私どもも、もう少し工夫が必要かなと考えているところでございます。

以上でございます。

○上村畜産課長 学校給食提供事業の中の牛肉に関してのことです。

ふだんはどんな肉を使っているのかということと、グレードを上げるやり方なのかという御質問だと思います。

まず、1点目ですけれども、今回のこの事業を国から受けるに当たりまして、いろいろ調査してみました。

その中で、やっぱり学校給食は、1食当たりの経費が、単価が大体200何十円とか、すごく安く抑えられていますので、その中で和牛を使うということは、これまでほぼゼロです。

例えば、村とかの支援であか牛を出すかということは、年に1回ぐらいあることもありますけれども、基本ありません。聞くところによると、輸入肉が中心だったり、よくて国産の乳牛の肉だったりを使われてます。今回は、この1食当たり100グラム1,000円を上限で出せますので、学校給食の担当の方はとても喜ばれて、ふだん出せないようなお肉を子供たちに食べさせられるということで、すごく喜ばれております。

グレードを上げるのかという御質問でございます。先日15日の月曜日を皮切りに、七城小学校と七城中学校で給食を提供されました。そのときは、もともと豚でビビンバ丼を計画されてたんですけれども、この事業ができたので、じゃあちょっと和牛でやってみようということで、和牛で提供されております。

以上でございます。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

水産物に関してでございますが、今畜産課長からもありましたように、学校給食の単価が250円ということでありまして、県内の水産物、ほぼ単価合わないとい

うこと、それから、魚の場合、切り身にしたときのサイズの指定がかなり細かくあるということで、今までやっているというのは、天草市さんが補助を出して地産地消という形で出されていたりということがもうほとんど、その程度であったということでございます。

今回、水産物のコロナの影響といたしますのは、外食から始まりまして、高いほうから売れなくなってきております。その影響を受けたということで、単価は少し高めにして、提供のものまで、こちらのほうで準備して提供をするというところで、養殖マダイであれば1回250円という、おかずだけの部分でそれだけの分を上限で提供するというようなシステムになっております。

現在、各市町の教育委員会、それから給食を学校単位でされているところ、それぞれと協議をさせていただいて、7月上旬から順次出していけるような形にしていきたいというところでございます。

以上です。

○田代国広委員長 いいですか。

○濱田大造委員 了解しました。

○池永幸生委員 すみません、1つだけ聞かせてもらいます。

6ページですけれども、い業振興対策費で、補正前の金額が7,900万円余あります。ただ、この補正で、一般財源のほうから5,400万円余の補正を組まれておりますけれども、これ、当初わからなかったのか。この機械の省力化によって、これの助成金が出るという形になっておりますけれども、これは国が主導したのか。国が主導したんだったら、国庫支出金とか、その辺があるのではなかろうかなと思いますけれども、詳しく説明をお願いします。

○井上農産園芸課長 この御指摘の話なんですけれども、いぐさ・豊表生産体制強化支援対策事業、これが県の単独の持ち出し分、それで、国の持ち出し分は、次のページであります7ページの産地パワーアップ事業でその他の項がございます。ここの額が国の持ち出し分です。また、このほか、市町村のほうが県と同額を持ち出します。

この事業の趣旨といたしますか、建て込みの一番の目的は、農家が、このカセット式移植機を買うとき、もうすごい少ないので、これを民間の企業に造っていただくと物すごく高額になるんですね。だから、その分を、もともとその前、昔買った製造中止前の農家負担と同額にするというのが、この一番の趣旨でございます。その分、農家への県の補助額は、農家の実質支払額、製造中止前の額だった分を、全体の額から引きまして、そして、そのうちを事業主体の負担額で2で割って、国がまず負担していただいて、その残りを今度あと県と市町で割って、そして、農家には製造中止前の額でお渡しするという趣旨でないと、今なかなか高額な機械の負担をしていただくというのは厳しいので、そういう建て込みにしてます。ですから、事業のほう、申し訳ございませんが、国の事業、それから県の事業と分けて今回上程しているということでございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○南部隼平委員 別添資料の支援策についてちょっとお尋ねなんですけれども、経営継続補助金というのが2次補正で成立をしまして、これが非常に手厚い制度だというふうに思っております。たしか、これに関しても、規制というか、例えば、売上げが落ちたからとか、そういったことはあまりなかったと思うんですけれども、今後こういった対策をしていく上では、非常にいい補助金になるんじ

やないかなど。

そのあたりで、今現時点で、例えば、どのくらい、いつぐらいからこれが公表されて始まるのかというのが、わかっている範囲でいいので、そこと、プラスあとは、中小企業庁が出されていると思うんですけども、持続化補助金というのものもあるんですけども、これは管轄がちょっと違うと思うんですけども、そういったのとすみ分けというか、そういったのっていうのは両方できるのか。同じような制度なので、重複というのはなかなか難しいと思うんですけども、そういった情報が入っていれば教えていただきたいなと思います。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

まず、経営継続補助金についてでございますけれども、この事業、先週、国会で国の2次補正として成立した事業でございます。早々に今週の月曜日も、国の機関、農政局で説明会がございましたが、今現在では、まだ申請の方法であったりだとかそういう詳細なものは明らかになっておりません。国のほうも、この制度はきちっと有効に活用してもらいたいという気持ちもあり、早急に検討を今しているというところですが、まだちょっとスケジュール感は明らかになっていないところであります。

先ほど申し上げましたとおり、経営支援機関として、農協等が指定されることになっておりまして、その手続が、まず昨日からスタートしております。徐々に明らかになっていくと思います。随時、ホームページの更新等で明らかにしていきたいと思っております。

また、2点目の持続化補助金についてでございますが、持続化補助金は、実は全ての農業者が対象になっておりませんで、例えば、農協の系統出荷をされている農業者の方などが対象から漏れているということでございます。

す。

また、経営継続補助金という制度が2次補正でできたのも、まさに持続化補助金が全ての農業者が対象になっていないということからだったということです。経営継続補助金で全ての農林漁業者を対象にしつつ、コロナの対策に努めていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○南部隼平委員 ありがとうございます。そういった形で、情報をぜひ頂きたいというのと、あともう一つは、やっぱり周知を——先ほど、前川委員も言われていたように、周知をしていくというのが非常に大事な事かなというふうに思います。農協の関係者の方にもちょっとお話を聞いたところというのと、説明会とかもなかなかこういう状況なので開けないということも言われてましたので、そういったところもしっかり——国の事業ではあるんですけども、県が、ぜひリーダーシップ執っていただいて、そういった説明とか周知徹底について、また御努力いただければと思います。

以上です。

○田代国広委員長 要望ですか。

○南部隼平委員 要望です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 国の持続化給付金については、先ほど前川委員のお話で分かったんですけども、県の事業、この50%未満ですね。この農林水産業での申請状況が今どれぐらいかというのが1つと、もう一つは、大型特殊免許ですか、トラクターとかなんかのですね。こういった、これは多分1,700ミリ以上の幅のある農機具だったと思いますけれど

も、大型免許を今取る必要のある台数ですか、人数ですか、ちょっと分かりませんが、どれぐらいなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

県の事業継続支援金についてでございますが、先日新聞にも載っておりましたが、申請の数自体は、全体で、まださほど多くない状況になっております。国の給付金と重複して受給することができないということと、申請期間がまだまだありますので、様子を見られている方が多いというふうに分析しております。

申し訳ございません。そのうち農林水産漁業者がどれぐらい申請をしているかというのは、ちょっとまだ情報としてつかんでおりませんので、商工部局とちょっと情報交換をしたいと思っております。

以上でございます。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

大型特殊免許についてのお尋ねだと思いますが、大型特殊免許につきましては、大体、大型特殊とそれから農耕車限定というような取得の仕方がございます。農業大学校では農耕車の限定ということ、それから大型特殊でしたら、自動車学校、それから免許センターで一発取得、そういった手法がございます。

現在どれぐらいの人数が県下にいらっしゃるかというのは、ちょっと今数字では把握しておりませんが、一つ今話題になっておりますのが、トラクターの後ろに作業機をつけたまま走行ができるというようなことで、車両運搬法の、法律のほうの緩和がございましたので、つけて走られるんだつたらということで非常に要望が多くなっている状況にあります。

農業大学校での取得につきましては、担い手のほうから状況の御説明があると思います。

そのほか、やはり希望者が多いので、今経済連のほうでも、新たに農業大学校を借用した形で講習ができるということで、180名の募集を行っている状況でございます。

それから、自動車学校におきましても、大特免許をさらに取得できるような自動車学校の機関も増えてきております。

それから、免許センターにおきましては、一発で取れるので、今現在、大特免許が週に1回、一発で取れる試験がございますが、農耕車限定も週に3回ほど時間を取ってできないかというのを、現在、農業団体、それから機械メーカー、そういったところと連携を行っているという状況でございます。

○楮本農地・担い手支援課長 農業大学校での大特免許の状況について御説明を申し上げます。

毎年、大特免許、それから牽引免許等々、農業大学校で操作の講習ということで、最終日に免許センターから来て免許が取れるというような仕組みになっております。毎年、大特のほうは、6回程度開催しておりますけれども、1回につき30名の受講が可能でございます。

ただ、先ほど農業技術課長のほうから御説明がございましたけれども、今年度につきましては、30名の6回、180名の定員に対しまして857名の応募がっております。昨年度も、180名の定員に対しまして300数十名ということで、非常に応募が多いというようなことで、皆さんが大特まで取得したくても取得できないような状況になっているというようなことでございまして、現在、農業技術課のほうで、農業団体等と連携しながら、受験の機会拡大に向けて取組を進めているというような状況でございます。



○田代国広委員長 ほかに。

○濱田大造委員 畜産課にもう一度お尋ねなんですけど、23ページの馬肉生産緊急支援事業についてちょっと質問なんですけど、御承知のとおり、一昨年でしたかね、菅乃屋さんの債権放棄に県は応じたという経緯がありまして、その当時も県議会でいろいろ議論があったんですけど、何せ馬肉の業界自体がどんどん縮小していつてる現状があって、業者さんが、生産者が一生懸命頑張っても、なかなか需要が伸びてないと。だから、構造的にちょっと問題なんじゃないかという議論も県議会であったと記憶しています。

今回、コロナで飲食店が軒並み営業できませんでしたので、馬肉もおのずと高級食材でするので、相当なダメージを受けたというのは容易に想像がつくわけですが、やはり馬肉を食べるといって、これ本当、熊本特有といつか、長野にも若干あるみたいですけども、特有の食文化と私は思ってます、この食文化を維持発展させていくというのをやっぱり県がちゃんと考えていかないと、なかなか業者さんが頑張っても難しい問題かなと感じてます。

この食文化と絡めて、こういう事業を新規でやるわけですけども、どういうふうに県は考えているのか教えてください。

○上村畜産課長 委員おっしゃいますとおり、食文化というのを大事に考えております。

今回は、本当にひどくて、外食がほとんどゼロになりましたので、馬肉の場合は、牛肉でいうと高級部位と同じような扱いで、現在は家庭ではあまり食べられなくて、やっぱり外食産業、あと、東京とか大阪とか、ああいふ大都市に送って食べられているのが多いです。7割ぐらいが外食で食べられていますの

で、それがほとんどなくなりまして、もう大打撃を受けられました。その消費がないために、馬の屠畜ができないという形で、非常に——馬の屠畜ができないと、また肥育期間が延びて、今度は事故も起こってきますので、とにかく馬を流さなきゃいけないということで、屠畜して冷凍保管にまづしてもらって、数か月置いた後に販売促進をしてもらおうという形で、とにかく体制を維持したいということで、今回の事業を仕組んでおります。そうやって大体年間4,000数百頭が屠畜されるんですけども、毎月、月に平均すると300何十頭ですね。それがもう大体半分以下に落ちてました。今現在は流れていると思います。

○濱田大造委員 あと、食文化、どうやって維持発展させていく考えなのかというのを聞きたいんですけども。

○上村畜産課長 文化の話になると、どうしても農業関係とはちょっと離れていくんですけども、我々も、馬肉というのは、馬刺を生産できる、屠畜できる場所というのが国内に4か所しかなくて、そのうち2か所が熊本にございます。熊本でも馬肉がもう食べられないという状態になりますと、もう本当、日本での馬肉の文化というのはなくなりますので、そういう意味で、今回は、熊本で——特に、馬肉に対しての支援というのは、国庫補助で全くございませんので、県で何かしなきゃいけないということで、今回は専決でさせていただきます次第でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○前川収委員 ちょっと関連でいいですか。

濱田委員がおっしゃるのは、もうごもつものことだと思っておりますが、熊本の固有の食文化というものは、言葉では分かっていますし、我々の共有している認識の中でも分かっ

てます。ただ、位置づけはないんですね、言葉だけと認識だけ。

できれば、例えば、この馬刺に限らず、熊本の守っていくべき食文化というものの何らかの位置づけを——馬刺だけじゃないですよ、位置づけをすれば、なぜ馬刺を守るのかという、そういう理由づけに非常に役立つと思うし、守っていかなくちゃいけないということを県民にも御理解いただけるというふうに思いますから、そういうことを、今答えは要りませんが、お考えいただければありがたいなというふうに思います。

○田代国広委員長 検討課題でいいですか。

○前川収委員 検討でいいです。何かそういうのをしていかないと、何で馬刺ですかとか、何であれですかと言われたときに、一々、そうじゃなくて、これは熊本の食文化なんですということちゃんと認定しとくというかな、そういうのが必要じゃないかなと思いますけれども、御検討ください。

○田代国広委員長 この問題は——農林水産部は生産するほうですからね、ですから、生産するほうと販売するほうは、分けて協議をしていただければと思います。

○後藤むらづくり課長 答えは要りませんというお話でございましたが、むらづくり課でございます。

食育関係について、むらづくり課のほうで所管をしております、馬肉ダイレクトということではございませんが、県内にふるさと食の名人さんという方が、活動されている方が300人余いらっしゃいます。県内にはいろんな食文化がございまして、地域でそれぞれに根差した食文化を学校給食あたりにお伝える機会というのは持つておるところでございます。

ただ、先ほどおっしゃったように、直接馬肉でということになると、また個別に当たらなければいけませんので、そこは抜本的な解決策にはなりませんけれども、県内の食文化を継承する一つのやり方として、行政として、食育の推進という形で取り組んでいく方向性というのは持つております。

すみません、事例の御紹介ということで、お答えにはなっていないと思いますけれども、以上でございます。

○田代国広委員長 質疑ありませんか。

○池永幸生委員 よく今報道で、トラクターの転落事故というのが、いろいろ聞いたり見たり、また、私の知り合いもトラクターごとの田んぼに落ちられた。やはりそういったことで、昔からあるあぜ道、やっぱり道幅が足りないのではなかろうかなど。やはり県として、そういった規制とか、関連機関と事故の分析、それと啓発、指導、そういったことをぜひともやってもらいたいなと思っておりますが、どういった取組を考えておられるのか。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

トラクターの事故につきましては、最近、ここ近般、特にちょっと増えてきていることもございますけれども、熊本県は、平成のちよつと前に、非常に全国で一番多かったときがございましたので、その後、農業団体、それから県警、そういったものも含めまして、対策会議というのをずっと開いてきております。

そういう中で、やはり事故の防止啓発ということにつきましては、意識、やはり呼びかけ運動ということで、地域の振興局等を通じまして、しっかり農業者の方に、その安全の周知啓発、それから安全の講習会、そういったもの、それからシールを作って、ステッカ

一として貼るとか、そういった取組をしっかりとやっているところではございます。

ただ、どうしても、今委員御指摘のとおり、やっぱり農作業等も、公役とか田舎のほうでございますが、側溝のところをしっかりと草を刈っておかないと非常に見えづらいとかそういったところもありますので、そういった集落の環境整備、そういったものとも併せた形で、今後しっかりと周知を図っていきたいというふうに考えております。

○池永幸生委員 つい先日、テレビを見てたら、その特集があったんですね。やはり道幅が狭い、あぜ道に段差があるとか、そういった分析もやられて、これから指導してもらいたいと思います。

○酒瀬川農業技術課長 わかりました。

それから、安全フレームとかシートベルト、そういったものをしっかりとさせていただくように今後も取り組んでまいりたいと思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第16号及び第17号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり

可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入りますが、委員から何かございませんか。

○前川収委員 その他でちょっと言わせていただきたいと思いますが、実はさっきから馬刺の話もありましたが、畜産全般の話で、熊本にはすばらしい黒毛和牛、学校給食にも今回使っていただけていますが、黒毛和種もありますし、褐毛の和種もあります。畜産農家の皆さん方は、全国に引けを取らない技術も含めて、一生懸命生産を頑張っていると思います。

ところが、安いんですよ、熊本の牛肉は。なぜかという、ブランド力がないんですね。ブランド力がない。上京は最近できてませんが、よく行くと、浜松町の駅には、ミヤチクの大きな宮崎牛の看板が出てまして、あれを見るたびに、ああ熊本はって、いつも私は思っていますが、それはあそこだけに限らず、非常に宮崎とか佐賀は、そういった県産牛をしっかりと統一ブランドにして売り込むということを頑張ってもらっています。

ところが、熊本は、牛の質では負けてないですよ、牛肉の質では一切負けてない。でも、そのブランド力がないから、市場においては、大体キロ100円、同じ品質でもキロ100円、安い。熊本の肉のほうが安い。これは、生産者の努力じゃないんですよ、もう。やっぱり政治的にちゃんと守っていかなくちゃいけない、損をさせてはならないというふう

に私は思ってます、なぜそれができないかは、もう皆さんが御存じのとおりでありまして、生産団体がいろいろあって、畜連はある、それから経済連はある、それから民間の大規模な畜産業者の方も頑張ってます。それぞれに系統が違うわけであって、その系統をしっかりとまとめていくということがなかなかできないのが、長年の熊本の現状でありました。

以前、田代委員長が、熊本で畜産オリンピック、4年に1回、大共進会、全国共進会を熊本に誘致しようという話をして、10年後を目指すというのを蒲島知事が答えたことを私は覚えてますし、委員長も覚えてらっしゃると思いますが、現状から言うと、それを目指せる環境にはまだなっていないというのは、畜産課長、よく御存じのとおりであります。

それはなぜですかと言われると、いわゆる組織団体が——団体を潰して一緒にしろとか、そういう乱暴なことを私言うつもりはないんだけど、やっぱり統一ブランドすらできてないという状況がある中で、その大共進会を、全国共進会を誘致できないという環境にあると。

全国共進会が誘致できないから云々ということじゃないけれども、それ以上に、しっかり頑張って作られたいい牛肉が他県産よりも安いという話を聞いて、これはやっぱり何とかせないかぬというふうに思っていました。

その何とかする手法は、団体が幾つかあって、この人たちが一緒にまとめればよくなるよというのがもう分かっているでしょう。その真ん中に立つ人が必要なんです。つまり、経済連にも畜連にも、それからそれぞれの企業、畜産家の皆さん方にも、公平な立場でしっかりその真ん中に立って——皆さんも分かっているんですね。その統一ブランドをつくった方がいいというのは。そちらの方も分かっている。ただ、何が弊害なのか、その弊害は

どうやったら乗り越えられるのか、そういったことをしっかり分析して、そしてみんなで努力しようという、手を取っていく、そういったところがないんですね。それをやっぱりもう県でやるしかないと思います。ぜひ県が、なぜできないのかの状況分析、今の原因分析をしっかりとやっていただいて、それはどうやれば改善できるのかということもしっかり分析してもらいたいと思っております。

私は、経済連の系統のが、どれが正しいとかなんとかとは言わないんですけども、その話をずっとするときの前提として、何を餌に食わせたからいい肉だということにこだわったら、統一ブランドは熊本ではできないと思います。何が餌だからこうなったじゃなくて、肉質そのものを、こういう肉ができた、その肉質そのものを基準として熊本の統一ブランドという形をつくれれば、できないことはないだろうと思います。餌から、あれを食わせろ、これを食わせると言い出したら、絶対まとまらないですから、そこまで言う必要はない。でも、ちゃんとした肉質を維持するというのを、基準をつくって頑張っていけば、何とかなるんじゃないかなというふうに思っていますが、部長もしくは畜産課長、お答えをいただければと思います。

○竹内農林水産部長 委員おっしゃるとおり、今が、逆に申しますと、新型コロナウイルス感染症の影響で、先ほどからお話出てますように、牛肉というのが非常に価格も低下しております。本県、全国第4位の肉用牛の生産地ということもございますので、これからまさに反転攻勢の時期目がけて、本県産の牛肉を積極的に売り込んでいく必要がある時期かなと。こういった思いは、恐らく畜産に携われる農業団体とかあるいは流通の関係者の方も一緒なのかなと思っております。

くまもとあか牛につきましては、ある程

度、くまもとあか牛ということで、GIも一昨年取ってるような状況がございますし、こういった統一的な名称で全国展開できるように、農業団体、それから流通業者、それから県で構成いたします県産牛肉の消費拡大推進協議会というのがございます。ここで、そういった、今委員からございました課題等を洗い出して、何とか今年度中に取組方針とか今後の反転攻勢時期にどういうふうに進めていくかというのを決めまして、熊本黒毛和牛という何か統一のブランドでPRが展開できればいいなど。その中であって、県は中心的に調整等行っていきたいというふうに思っています。

また、先ほど共進会のお話ございましたけれども、今のところ、2年後、令和4年に鹿児島で共進会がございます。こういったところで上位入賞を目指すのと併せて、その手前で熊本の黒牛というのを浸透させることで、一気に熊本の黒毛和牛をブランド化して全国に展開できるようになればというふうに、ちょっと高い目標を持ちながら、関係団体と一緒にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○前川収委員 すばらしい前向きな御答弁をいただきありがとうございます。

熊本の黒毛和種のいい肉は何ですかと聞かれたら、和牛があります、藤彩牛があります、何とか牛があります……（「味彩もある」と呼ぶ者あり）味彩牛とか、黒樺牛、とにかく幾つも言わなきゃいけないって、それがいないですよ、宮崎は。鹿児島もほとんどないですね、そういうのが。せっかくそれぞれいい肉を作ってるんですよ、私は絶対負けないと思ってます、作られている肉の質は。

ただ、残念ながら、その熊本の黒毛和種の最高級はこれですというのが統一されてないじゃないですか。それが、本当、最大の弱点で、それをみんなでやるというのは、そんな

に難しい話じゃないと思ってますから、ぜひ、今年度中にはという部長のお話がありましたので、今年度中、方針をまとめるじゃなくて、今年度中にはその統一ブランドを作るというぐらいの意気込みで、多分おっしゃったように、コロナの今の反転攻勢というのは逆手にとればいいんだと思います。みんな困っているんですから。弱点が何かも全部分かっています。全員分かっています、畜産関係者は。それでもできないと、できないことがおかしいと私は思っていますので、ぜひよろしくお願い致します。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望等が2件提出されております。

参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時51分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長